

福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募要項（随時募集）

福島県立図書館・福島県立美術館では、利用者の利便性向上のため、軽食喫茶室のサービスを提供できる出店事業者を募集しますので、応募を希望される場合は、この要項及び「福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募にかかる仕様・条件書」（別紙１）に記載の各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

1 募集施設

（１）名称

福島県立図書館・福島県立美術館 軽食喫茶室

（２）所在地

福島県福島市森合字西養山１番地

2 募集物件

（１）店舗位置

福島県立図書館・福島県立美術館の中間部分（両館及び外部から入店可能）

（２）使用面積

174.67 ㎡（店舗・厨房）

（３）使用形態

行政財産使用許可

（４）使用料（福島県行政財産使用料条例の定めるところによる）

年間 約 210 万円（電気・ガス・水道料等別途）

※協議による減免措置（６割減免）あり ※初年度は使用月数分のみ

3 募集業務

福島県立図書館・福島県立美術館の軽食喫茶室（レストラン・カフェ等）の設置、管理および運営に関する業務

4 出店の方法

出店事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び福島県公有財産規則（平成 3 年福島県規則第 23 号）第 33 条に規定する行政財産の使用許可を受け、出店するものとします。

5 使用許可期間

- （１）初年度の使用許可期間は、許可日から令和 5 年 3 月 31 日までとします。その後、1 年ごとに更新します。

- (2) 使用を継続することが適当でないと認めるときは、許可期間内であっても、許可を取り消すことがあります。

6 出店に当たっての条件等

施設、軽食喫茶室の概要、本物件使用に当たっての条件等は、「福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募にかかる仕様・条件書」(別紙1)で確認してください。

7 募集日程

- | | |
|---------------|----|
| (1) 要項の配布 | 随時 |
| (2) 現地見学 | 随時 |
| (3) 質問書の受付 | 随時 |
| (4) 参加申込書受付期間 | 随時 |
| (5) 出店内定事業者決定 | 随時 |

8 応募資格

次の全ての要件を満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 公募の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) レストラン・カフェ等の営業に必要な資格を有するか、営業開始までに有する見込みである者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 平成31年4月1日から令和4年9月30日までの間に、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- (8) 福島県税に滞納がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで、または第6号の規定に該当しない者であること、かつ、次のいずれにも該当しない者であること。(役員等実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。)

- ア 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- イ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 出店に当たり、行政財産使用許可の手続きを行い、条件書等の規定を遵守できること。

9 現地見学

事前申込みにより、随時、受け付けます。

(1) 期間

随時

(2) 申込方法

「現地見学申込書」(様式第1号)を電子メールにより提出いただいた後、日程調整させていただきます。

(3) 提出先

福島県立美術館 アドレス artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

10 質問および回答

質問がある場合は、質問書(様式第2号)を提出してください。

(1) 提出方法

電子メールにより提出してください。

(2) 提出先

福島県立美術館 アドレス artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

(3) 受付期間

随時

(4) 回答方法

速やかに、電子メールにより質問者に送付します。

11 申込書等の提出について

応募に当たっては、次表の書類を提出いただきます。なお、必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

提出書類	提出部数
参加申込書（様式第3号）	1部
誓約書（様式第4号）	1部
出店企画書（様式第5号）	5部
商業登記簿謄本（申込者が個人の場合は住民票および身分証明書）	1部
過去3年分の貸借対照表、損益計算書または確定申告の写し	1部
レストラン・カフェ等出店に必要な資格証の写し	1部
県地方振興局（県税部）が発行する「県税に未納がない証明」	1部
印鑑登録証明書	1部

※ 各種証明書類は、提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

12 申込書等の提出方法等について

（1）提出方法

持参または郵送により提出してください。郵送の場合は、簡易書留とし、「申込書 在中」と朱書きしてください。

（2）提出先

福島県立美術館

〒960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地

（3）受付期間

随時

月曜日、休館日を除く。（別添カレンダー参照。）

（4）面接の実施について

提出書類の内容等について、申込者の面接を実施します。日程については、別途通知します。

（5）申込書およびその添付書類について

提出後の追加、変更および再提出は認めません。また、提出された全ての書類は返却しません。

（6）費用の負担

提出書類の作成、提出に要する費用等、応募に要する一切の費用は、申込者の負担とします。

13 出店事業者の内定および使用許可等

（1）出店事業者の内定方法

提出された申込書と面接をもとに、福島県立図書館・福島県立美術館が設置する審査会において評価し、最高得点の者を出店事業者として内定します。ただし、総合点

が極端に低い場合は、出店内定事業者としません。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、速やかに文書で通知します。審査経過・結果について、電話等でのお問い合わせには応じません。

(3) 出店内定事業者との協議

審査会後に出店企画書についての具体的な内容を精査し、出店内定事業者と速やかに協議を行います。その際、出店計画などについて、条件を付したり、変更を要請したりする場合があります。

(4) 使用許可等の手続き

出店内定事業者は、引き渡し前までに、福島県公有財産規則第 33 条に規定する行政財産の使用許可および厨房機器等の物品貸付にかかる手続きを行ってください。

14 失格

次の各号に該当した場合、提出書類受領後においても失格となるので、注意してください。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

15 内定の取り消し

次の場合には、出店事業者の内定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (2) 正当な理由なくして、福島県の指定する期日までに行政財産使用許可等の手続きを行わなかったとき
- (3) 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、資金事情の変化等により、出店内定事業者が店舗の設置・運営の履行が確実にないと福島県が判断したとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう等により、出店事業者としてふさわしくないと福島県が判断したとき
- (5) 上記による内定取り消し、辞退等があった場合には、次点者を繰り上げることとします。

16 出店事業者の公表

出店事業者を決定したときは、福島県立図書館・福島県立美術館のホームページに出

店事業者名を掲載します。

17 使用許可物件の使用に当たっての遵守事項

- (1) 出店事業者は、「福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募要項」、「福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募にかかる仕様・条件書」、福島県公有財産規則、行政財産使用許可書・条件書等の規定を遵守してください。
- (2) 出店事業者は、本物件を善良なる管理者の注意を持って維持管理し、その責めに帰すべき事由によって、本物件を滅失または損傷したときは、出店事業者の負担により、現状に回復し、またはその賠償の責に任じなければならないものとします。
- (3) 本物件の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、一切、出店事業者の負担と責任において解決するものとします。

18 行政財産使用許可の変更または取消

次のうちのいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し、または変更する場合があります。

- (1) 使用許可物件を公用、または公共用に供するため、福島県が使用するとき
- (2) 許可条件に違反したとき
- (3) 事業が終了したとき

19 原状回復

出店事業者は、使用許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任において、原状に回復して、福島県に返還してください。ただし、福島県が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

20 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法および福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則 第 17 号）の定めるところによるものとします。

様式第1号

令和 年 月 日

現地見学申込書

福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募にかかる現地見学に下記のとおり申し込みます。

記

申込者 氏名・法人名	
法人代表者 職・氏名	
申込者 住所・所在地	
担当者 職・氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	
希 望 日 時	①第1希望 月 日 午前・午後 時～ ②第2希望 月 日 午前・午後 時～ ③第3希望 月 日 午前・午後 時～
参加人数（3人まで）	人

様式第 2 号

令和 年 月 日

質 問 書

質問者氏名・法人名	
質問者住所・所在地	
担当者職・氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

質問項目
質問内容
質問項目
質問内容
質問項目
質問内容

様式第3号

令和 年 月 日

参 加 申 込 書

【参加申込者】

住所・所在地

氏名・名称

印

代表者名

福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募要項の規定に基づき、出店事業者選定にかかる公募に参加します。

添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 出店企画書
- (3) 商業登記簿謄本（申込者が個人の場合は住民票および身分証明書）
- (4) 過去3年分の貸借対照表、損益計算書または確定申告の写し
- (5) レストラン・カフェ等出店に必要な資格証の写し
- (6) 県地方振興局（県税部）が発行する「県税に未納がない証明」
- (7) 印鑑登録証明書

担当者職・氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

令和 年 月 日

誓 約 書

【参加申込者】

住所・所在地

氏名・名称

印

代表者名

福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募要項の規定に基づき、出店事業者選定にかかる公募に参加するに当たり、以下の事項を誓約します。

記

- 1 福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募要項の「8 応募資格」の要件を満たしています。
- 2 提出した申込書に、虚偽または不正はありません。
- 3 福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募要項および福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募にかかる仕様・条件書の内容を全て承知の上で、公募に参加します。
- 4 出店事業者に選定された場合は、出店企画書に記載した内容を誠実に実行します。
- 5 出店事業者に選定された場合は、福島県立図書館・福島県立美術館のホームページに名称を掲載されることに同意します。

出 店 企 画 書

1 法人等の概要（個人事業の場合でも記入してください。）

(1) 設立年月日	
(2) 資本金	
(3) 従業員数	正社員 人 / パート 人
(4) 事業の沿革	
(5) 主な類似事業実績	
(6) 代表者略歴	
(7) 経営理念/特徴・PR	

2 出店計画

(1) 出店の動機	
(2) 店のイメージ	
(3) 対象客層	
(4) 提供・販売 品目の方針	
(5) 提供メニューと 価格設定	※ ボリューム、内容等が分かるように、主な料理の写真 (カラー) も掲載してください。
(6) 営業時間	
(7) スタッフ体制 (人数・役割分担等)	

3 特記事項

アピールしたい点などについて、記入してください。資料添付可。

(例)

- 店舗の独自サービス、強み
- 物販やイベントの提案
- 地産地消などの提案
- 図書館、美術館らしさ、福島らしさのアイデア
- 他と比べて優れていると考えている点、実績など

※ 行数、ページは追加していただいても結構です。

別紙 1

福島県立図書館・福島県立美術館軽食喫茶室出店事業者公募にかかる仕様・条件書

1 施設概要

(1) 名称

福島県立図書館、福島県立美術館

(2) 所在地

福島県福島市森合字西養山 1 番地

(3) 運営形態

福島県教育委員会の直営（社会教育施設）

(4) 敷地面積

60,324.16 m²

(5) 延べ床面積

①図書館 9,156.86 m²

②美術館 9,586.24 m²（共有部分含む）

(6) 建物構造

①図書館 鉄筋コンクリート造 3階建て

②美術館 鉄筋コンクリート造 2階建て

(7) 建築年

1984 年（昭和 59 年）7 月開館

(8) 休館日

①図書館 月曜日（祝祭日除く）、第 1 木曜日（祝祭日除く）、祝祭日（土日除く）の翌日、年末年始、図書特別整理期間（2 月中旬から下旬の 10 日間）等

②美術館 月曜日（祝祭日除く）、祝祭日（土日除く）の翌日、年末年始、展示替え期間等

(9) 開館時間

①図書館 平日 9 時 30 分から 19 時 / 土日祝日 9 時 30 分から 17 時 30 分

②美術館 9 時 30 分から 17 時

(10) 入館者数

①図書館

令和元年度 172,464 人/令和 2 年度 113,657 人☆/令和 3 年度 134,601 人☆☆

（☆コロナによる臨時休館 4/19～5/15、地震による臨時休館 2/14～3/10

☆☆地震による臨時休館 3/17～3/23）

②美術館

令和元年度 167,502 人/令和 2 年度 11,915 人★/令和 3 年度 126,272 人★★

（★コロナによる臨時休館 4/19～5/15、工事休館 9/1-3/31

★★開館準備のための休館 4/1～5/21)

(11) 令和4年度休館予定

①図書館

(8)－①のとおり。別途工事休館あり。(5/9～7/7)

②美術館

別紙1－1カレンダーのとおり。

2 公募物件等の概要

(1) 店舗位置

福島県立図書館及び福島県立美術館の中間部分(両館及び外部から入店可能)

(2) 使用許可面積

174.67 m² (店舗・厨房)

(3) 厨房設備等

ア 福島県が設置するもの

別紙1－2のとおり。貸付料はかかりません。

イ 出店事業者が用意するもの

福島県が設置するもの以外に必要な厨房設備、備品等(レジスター、食器、箸・カトラリー、卓上用品等)

3 行政財産使用許可にかかる条件

(1) 使用許可期間

許可日から令和5年3月31日まで

その後、1年毎の更新となります。

(2) 光熱水費等の負担

電気代については、使用実績に応じて、美術館経由で請求します。別途ガス代(福島ガス)、水道代(福島市水道局)、電話料(NTT)、清掃・ごみ処理等の経費が必要となります。

(3) 営業日および営業時間

福島県立図書館・福島県立美術館の開館日(1館のみ開館の場合も含む。)には、原則として営業してください。やむを得ない事情により、開館日に休業される場合は、事前に協議してください。また、できる限り、開館時間中は、営業を行ってください。

(4) 提供・販売品目等

ア 飲食物の提供に加えて、福島県立図書館・福島県立美術館の雰囲気や特徴、コンセプトに沿った各種物販(図書・雑誌、美術グッズ、食品等)も可能です。なお、福島県立図書館・福島県立美術館にそぐわないと判断した商品については、販売の中止を申し入れることがありますので、対応してください。

イ 定期的に、福島県立図書館・福島県立美術館と協議の場を持ち、両館と連携した事

業の運営に努めてください。

(5) 従業員の駐車場

福島県立美術館職員駐車場の指定する場所とします。

(6) 権利譲渡の禁止

出店事業者は、行政財産使用許可に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡・転貸・質入れ・その他の担保に供し、もしくは営業の委託、名義貸し等を行うことはできません。

(7) 改装について

店舗の改装を行う場合は、事前に、福島県立図書館・福島県立美術館と協議のうえ、承認を受けてください。なお、改装に要する経費は、出店事業者の負担となります。

(8) 有益費等の請求権の放棄

出店事業者は、店舗について支出した有益費、必要費その他費用を請求することはできないものとします。

4 その他の条件

(1) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理および感染症対策を徹底してください。

(2) 出店事業者は、次の衛生管理に必要な処置等を自己の負担で行うものとします。

ア 日常かつ定期的に清掃を行うこと。

イ ゴミは必ず出店事業者において回収し、処分を行うこと。

ウ 排出される廃棄物(廃油を含む)は、関係法令を遵守し、適切に処分するとともに、缶・瓶等の資源物はリサイクル処分すること。

エ 衛生に関する法令および保健所等の指導を遵守し、事故防止に必要な処置を行うこと。

(3) 販売した飲食物により、食中毒等の健康被害が発生した場合は、全て出店事業者の責任において処置してください。

(4) 営業開始時までに必要な各種法令に基づく許認可などは、出店事業者が取得してください。なお、許認可等を受けた場合は、速やかに許可証の写しを提出してください。

(5) 出店事業者に選定され、営業を開始した後、営業内容や販売品目等を変更する場合や、レイアウト等を変更する場合には、福島県立図書館・福島県立美術館と協議し、了承を得てください。

(6) 福島県立図書館・福島県立美術館の館内は、全面禁煙です。

(7) 材料や商品等の搬入やごみの搬出については、指定する時間帯や経路に従ってください。

(8) 福島県立図書館・福島県立美術館が行う防災訓練等へ参加を要請したときは、できるだけ対応してください。

(9) 受電設備の点検等を行うため、事前に連絡のうえ、停電作業を実施することがあります。

す。

- (10) 店舗の周辺を清潔に保ち、美観、衛生環境を損なわないようにしてください。
- (11) 退去の際には、6月前までに申し入れることとし、次の出店が円滑に行われるよう、引き継ぎに協力してください。
- (12) その他、営業に際し、必要な事項が生じた場合には、その都度、福島県立図書館・福島県立美術館と協議してください。
- (13) 店舗への問い合わせおよび苦情については、経営者の責任において対応し、必要に応じて、福島県立図書館・福島県立美術館に報告してください。また、経営者不在時における緊急連絡先をあらかじめ届けておいてください。
- (14) 釣銭等の現金や商品等については、経営者の責任において管理してください。

2022年

4月

日	月	火	水	木	金	土	日
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

* 岩倉光昭展:3/19~5/22[会期:56日間/22年度会期:45日間]
* コレクション展Ⅰ:3/19~7/10[会期:98日間/22年度会期:87日間]

5月

日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

6月

日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30			

* 東北へのまなざし:6/4~7/10[会期:32日間]

7月

日	月	火	水	木	金	土	日
						1	2
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

* 臨時休館:7/12-15
* コレクション展Ⅱ:7/16-10/16[会期:80日間]
* 特集展示:7/23~8/21[会期:26日間]

11月

日	月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				

10月

日	月	火	水	木	金	土	日
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						

* 臨時休館:10/18-21
* コレクション展Ⅲ:10/22-12/18[会期:49日間]
* 重松寛田書展:10/29~12/18[会期:43日間]

2月

日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28					

* 臨時休館:3/7-17

* コレクション展Ⅰ:3/18-3/31[2022年度会期:12日間]

* 大阪市美展:3/21~5/21[会期:54日間/22年度会期:10日間]

3月

日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

2023年

1月

日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

* コレクション展Ⅳ:1/5-3/5[会期:51日間]

* 美術館への年賀状展:1/12-31

* 7ニューアル:1/28-3/5[会期:31日間]

12月

日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

* 臨時休館および年末年始休館:12/20-1/4

別紙 1-2

福島県が設置する厨房設備等（一部予定）

番号	名称	規格・寸法等	数量
1	食卓	4人用	12
2	食卓	2人用	4
3	椅子	大人用	60
4	椅子	子ども用	2
5	二槽シンク	1500*700*800	1
6	小型洗浄機	TDWE-4DB3R 50Hz	1
7	冷凍冷蔵庫	SRR-K1561CSB	1
8	業務用炊飯器	RR-S500G2	1
9	炊飯台	600*600*800	1
10	調理台	TXA-WCT-180NB	1
11	冷蔵コールドテーブル	SUR-K1261SB	2
12	一槽シンク	900*600*800	1
13	ガスローレンジ	TGL-0920F	1
14	ガスレンジ	TSGR-1222	1
15	調理台	1500*600*800	1
16	調理台	1200*600*800	1
17	製氷機	SM1-AS4500	1
18	吊戸棚	1200*350*900	1
19	台付き一槽シンク 右	1200*450*800	1